田辺小学校ＰＴＡ選挙規定

【ＰＴＡ本部役員及び各種委員選出に伴う基本理念】
田辺小学校ＰＴＡ会則第１章総則の（目的）項第３条を達成するためには、田辺小学校に通学する児童を持つ会員は、１児童が在学期間中に本部役員・各種委員等への参加機会を平等に有し、積極的な参加を基本とする。本部役員・各種委員を全てのＰＴＡ会員が平等に参加し、活動する機会を得ることを基本的な考えとして公平な選出を行うこととする。

第１章　選挙管理委員会

（目的）
第１条　選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次年度の本部役員、地域委員及び学級委員の選出事務全般を行い、その結果を総会で報告する。

（委員長、副委員長及び委員の委嘱）
第２条　会長は、委員会の委員長及び副委員長を委嘱する。
２　会長は、本部役員選出事務については、当年度運営委員を委員として委嘱する。また、学級委員選出事務については前年度学級委員を委員として委嘱する。
３　委員は、１家庭から１名に限る。

（委嘱の時期）
第３条　前条の委嘱は、１２月上旬までにその手続を終えなければならない。

（委員の任期）
第４条　委員会の委員の任期は、会長から委嘱を受けた日から総会までとする。

（計画）
第５条　第１回の委員会を１月中旬までに開催し、次年度の役員及び委員の選出日程等を計画する。

第２章　選挙等の総則

（元役員等の辞退）
第６条　元役員（会計監査を除く。）若しくは委員又は前役員（会計監査を除く。）若しくは委員は、次に掲げる区分に従い、再度、役員又は委員になることを辞退することができる。
（１）運営委員会の構成員であった役員又は委員及びその家族会員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員になることを永久に辞退することができる。
（２）運営委員会の構成員であった役員又は委員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員ではない委員になることを５年間辞退することができる。
（３）運営委員会の構成員ではなかった委員は、委員でなくなる年度以降２年間は、最も新しく就任していた委員になることを辞退することができる。
（４）運営委員会の構成員である役員に選出された役員の同一家族会員は、同一年度の全ての委員を辞退することができる。

２　前項に基づき辞退を希望する者は、辞退しようとする年度ごとに選挙管理委員会に対して届け出るなど、所定の手続をとらなければならない。

（選出された者の辞退）
第７条　選出された役員及び委員の辞退は認めない。ただし、次に掲げる理由の場合は、委員会の委員の３分の２以上の承諾を得て、辞退することができる。
（１）選出された者が、今後、長期にわたり入院を要する、又は通院で６カ月以上の治療を要する場合
（２）選出された者が、２親等以内の親族の看護をしなければならない場合
２　前項ただし書に基づき辞退を希望する者は、医師の証明書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

３　第１項ただし書に定める辞退があった場合は、選挙における次点者を繰り上げて選出する。

（告示）
第８条　委員会の委員長は、投票日の３０日前までに会員に対して選挙の期日を告示しなければならない。

（立候補又は辞退の手続期間）
第９条　立候補又は辞退を希望する者は、告示後１週間以内に、委員会に対して所定の手続をとらなければならない。

（立候補）
第１０条　会員は、役員又は委員に立候補できるが、立候補した役員又は委員になるためには、信任投票により投票者の過半数の信任を得なければならない。
２　前項の信任を得られなかった者は、次年度選挙までは、すべての役員及び委員に立候補できない。

（選挙用紙の配布等）
第１１条　本部役員、地域委員及び学級委員の選挙用紙の配布及び回収については、学級担任に依頼する。

第３章　本部役員の選出

（選出の方法）
第１２条　会則第９条第１項に定める役員は、各地域において、委員会の定める定数に従って投票により選出する。
２　委員会は、各地域ごとの定数を定める場合、会員総数に対する各地域の会員数の割合に応じた配分（地域比例代表制）をするものとする。ただし、各地域に最低１名の定数を割り当てなければならない。
３　役員の選出に当たっては、次に掲げる区分に基づき、男性会員、女性会員が均等に選出されるよう、取り扱わなければならない。
（１）定数が複数の地域については、男性会員、女性会員の双方から選出しなければならない。
（２）定数が１名の地域については、その半数の地域では男性会員から、残りの半数の地域では女性会員から、それぞれ選出しなければならず、男性会員から選出した年度の次年度は女性会員から、女性会員から選出した年度の次年度は男性会員から選出するものとする。
４　委員会は、前項に基づき、年度ごとに各地域における具体的な取り扱いを定める。
５　各地域における投票において、同数票の獲得者があった場合は、その者による互選により選出するが、互選によっても選出できないときは、その者のみを候補者とする再投票を行い選出する。

（互選）
第１３条　会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、委員会の委員長の立ち会いの下で互選により決定する。

（被選挙人名簿の作成）
第１４条　被選挙人名簿の作成に当たっては、第６条に基づき辞退する者が役員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。

（選出結果の報告）
第１５条　委員会の委員長は、選出された役員の氏名を現会長に報告するとともに、総会で会員に報告する。

第４章　地域委員の選出

（定数）
第１６条　地域委員の定数は、各地域６名を原則とするが、地域の実情により地域委員長が会長と協議のうえ、増減することができる。

（委員長及び副委員長）
第１７条　地域委員長及び地域副委員長は、互選により決定する。

（選出時期）
第１８条　選出は、本部役員の選出後速やかに行う。

（被選挙人名簿の作成）
第１９条　被選挙人名簿の作成に当たっては、新本部役員が地域委員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。
附則　　地域委員選出に当たっては、当面地域の実情に合わせて運用するが、速やかに会則に準じた地域の選出方法を検討すべきである。将来的には、地域仲良し会を選挙区として地域委員を選出するのが望ましい。

第５章　学級委員の選出
（定数）
第２０条　学級委員の定数は、各学級３名とする。

（互選）
第２１条　学級委員長、学級副委員長、学年委員長及び学年副委員長は、互選により決定する。

（調整）
第２２条　異なる学年の児童をもつ会員が、複数の学級委員に選出された場合は、高学年の学級の委員となる。
２　同一学年の児童を複数もつ会員が、複数の学級委員に選出された場合は、選出された者が希望する学級の委員となる。

（選出時期）
第２３条　選出は、学級編制後速やかに行う。

（被選挙人名簿の作成）
第２４条　被選挙人名簿の作成に当たっては、新本部役員及び地域委員が学級委員に選ばれることのないように該当箇所に斜線を引くものとする。

附　則（平成２３年２月改正）
上記の改正は、平成２３年４月１日から実施する。ただし、第６条の改正については、平成２４年度の役員の選出から適用する。尚、この適用範囲はその適用から５年間遡り、平成１９年度役員及び委員からとする。

［改正］
昭和６０年１２月１０日、平成４年３月７日、平成１０年１２月８日、平成１２年３月２日、
平成１４年２月、　令和元年１１月２２日

田辺小学校ＰＴＡ会則

第１章　総則

（名称及び事務局）
第１条　本会は、京都府京田辺市立田辺小学校ＰＴＡといい、事務局を田辺小学校（以下「本校」という。）内に置く。

（会則及び規定）
第２条　本会の運営は、会則及び別に定める規定による。

（目的）
第３条　本会は、会員相互の学習と親睦を深め、学校と家庭が一体となって相互理解を深めるとともに、学区内に明るい教育環境をつくり、すべての児童の福祉を増進し、あわせて学校教育及び家庭教育の振興に努めることを目的とする。

（活動方針）
第４条　本会の目的を達成するために、次に掲げる方針によって会務を遂行する。
（１）教育を本旨とする社会教育関係団体として活動する。
（２）学校の管理運営又は教職員の人事については干渉しない。
（３）営利的活動、宗教的活動及び政治的活動に関与しない。
（４）自主的な運営を行い、他の団体等からの支配や干渉を受けない。

（事業）
第５条　本会の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
（１）明るく生き生きとした学校づくりに会員すべて力を合わせ、児童の福祉増進に努めること。
（２）家庭生活の改善や、よりよい社会をつくることに努力すること。
（３）会員相互の学習と親睦を図ること。
（４）その他、目的を達成するために必要なこと。
２　事業年度は、毎年４月１日から３月３１日までとする。

（地域制）
第６条　本会の運営上、「河原」、「新田辺東」、「新田辺西」、「北田辺」、「南田辺」及び「興戸」の６地域を設ける。

第２章　会員

（資格）
第７条　本会の会員は、本校に在籍する児童の父母（又はこれに代わる保護者）及び本校に勤務する教職員とする。

（権利義務）
第８条　会員は、会則により、本会の役員や委員に就任すること、その選出をすること、総会に出席して動議を提出すること及び賛否を表明することができる。
２　　会員は、本会の目的を達成するために協力し、第２０条に定める会費を納めなければならない。

第３章　役員

（役職等）
第９条　本会に、次に掲げる職及び定数の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　３名
（３）庶務　　１名
（４）会計　　１名
（５）会計監査　２名
２　前項に掲げた役員とは別に、校務分掌により教職員が庶務に当たる。
３　市Ｐ等の会長当番年度においては、副会長を１名増員し、会計監査を１名減員することができる。なお、その場合、会長は、別に、会計監査として前年度役員の中から１名を委嘱しなければならない。

（選出）
第１０条　会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、別に定める選挙規定により選出する。

（就任及び任期）
第１１条　新役員は、４月１日に就任する。
２　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　会長は、３期にわたり就任することができない。

（任務）
第１２条　会長は、本会を代表し、会務を執行する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代行をする。
３　庶務は、主要な会合の内容を記録し、本会の庶務を行う。
４　会計は、すべての収支の記録と領収書を保管し、年度末に監査を受けて決算報告を行う。
５　会計監査は、必要に応じて経理帳票が適正であるか否かを独立して監査し、その結果を総会において報告する。

（顧問）
第１３条　本会に常任顧問を置き、顧問を置くことができる。
２　常任顧問は、校長及び教頭とし、顧問は、会長が歴代会長の中から必要に応じて委嘱する。
３　常任顧問は、本会の運営についての協議に加わり、顧問は、必要に応じて本会の運営に加わる。

第４章　委員、専門部及び委員会

（委員）
第１４条　本会に、地域委員、学級委員及び専門部委員を置く。
２　地域委員及び学級委員の選出方法及び定数は、選挙規定による。
３　専門部委員は、地域委員及び学級委員が兼任する。
４　地域委員と学級委員を兼任することはできない。

（専門部）
第１５条　本会に、次に掲げる専門部を置く。
（１）ベルマーク部　　１年
（２）保健給食部　　２年
（３）文化部　　３年
（４）体育部　　４年
（５）広報部　　５年
（６）教養部　　６年
（７）くすの木学級教育部　くすの木学級
（８）地域指導部

２　前項第１号から第７号までに掲げる各専門部については、それぞれ前項各号の右に掲げる学年等の学級委員及び教職員をもって構成し、各部長は学年委員長が兼務する。
３　地域指導部は、地域委員及び教職員をもって構成し、部長は各地域委員長の中から互選により選出する。

（常に置く委員会）
第１５条の２　本会に、次に掲げる委員会を置く。
（１）運営委員会
（２）学年（学級）委員会
（３）地域委員会
（４）専門部委員会
（５）選挙管理委員会
２　運営委員会は、会計監査を除く役員（庶務となった教職員を含む。）、地域委員長、学年委員長及び常任顧問をもって構成する。ただし、同一年度において、同一家庭の複数の会員が構成員とならないようにする。
３　委員会の委員長は、次に掲げる方法により選出する。
（１）運営委員会については、会長が委員長となる。
（２）学年（学級）委員会及び地域委員会については、委員の互選による。
（３）専門部委員会については、各部長が委員長となる。
（４）選挙管理委員会については、選挙規定による。

（臨時に置く委員会）
第１５条の３　本会に、次に掲げる委員会を置くことができる。
（１）特別委員会
（２）総委員会
２　特別委員会は、運営委員会の承認を得て、特定のことを検討、協議するため臨時に置くこととし、役員、顧問及び第１４条に定める委員の中から数名をもって構成し、委員長は委員の互選により選出する。
なお、当該目的を達成し、任務を完了したときは、特別な手続を必要とすることなく解散する。
３　総委員会は、総会を開催するいとまのないときに、総会に代わる議決機関として開催するもので、役員、顧問及び第１４条に定める委員をもって構成し、委員長は会長とする。

（常に置く委員会の任務等）
第１６条　運営委員会は、各委員会の事業計画及び運営並びに本会運営の全般について検討審議して実行に移すが、その決定は出席者の多数決による。
２　専門部委員会は、委員長が会長の承認を得て委員を召集し、各専門部の会務を計画し、運営委員会の承認を受けてその事業を実行する。
３　選挙管理委員会は、選挙規定により運営する。

第５章　総会

（総会）
第１７条　総会は、本会の最高議決機関で、原則として年２回開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
２　総会は、会員の３分の１以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
３　同一家庭で複数の会員のうち１人が出席した場合は、当該家庭の会員全員が出席したものとみなす。
４　白紙委任状は、会長に委任されたものとみなす。
５　総会の議決は、会則の改正を除き、出席者の多数決による。
６　会則の改正は、総会の当日までに改正内容の要点を会員に通知し、出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。

７　総会に付議する事項は、次に掲げる事項とするとともに、会員に対して、開催に先立ち、その日時、場所及び議題を通知しなければならない。

（１）報告事項

ア　役員及び各委員の選出の結果

イ　第１８条により総委員会が議決した事項

ウ　その他、重要な事項

（２）議決事項

ア　会則の改正

イ　事業並びに予算及び決算に関する事項

ウ　その他、重要な事項

（総委員会による議決）

第１８条　総会を開催するいとまのない緊急を要する事項については、第１５条の３第１項第２号に定める総委員会を開催し、協議することができる。

２　総委員会は、総委員会を構成する者の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

３　総委員会の議決は、出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。

第６章　会計

（会計）

第１９条　本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金、事業収益金及びその他をもってこれに充てる。

（会費）

第２０条　本会の会費は、会員１名について月額２００円とする。

（会計年度）

第２１条　会計年度は、毎年４月１日から３月３１日までとする。

第７章　その他

（慶弔）

第２２条　会員に慶弔がある場合は、別に定める慶弔規定により対応する。

（選挙）

第２３条　役員及び委員の選出は、選挙規定による。

（規定）

第２４条　規定については、運営委員会で協議のうえ決定する。

附　則（平成１４年３月改正）

上記の改正は、平成１４年４月１日から実施する。ただし、第９条第１項及び同条第３項の改正については、平成１５年度の役員の選出から適用する。

［改正］

昭和６０年１２月１０日（一部）、平成３年１１月１５日（一部）、平成６年４月１日（一部（第20条））、平成９年５月１７日（一部）

令和２年８月２５日

ＰＴＡ会員　様

京田辺市立田辺小学校ＰＴＡ
選挙管理委員長　久保　美希

令和２年度 田辺小学校ＰＴＡ 学級委員選出について（告示）

田辺小学校ＰＴＡ選挙規定に従い、ＰＴＡ学級委員選出の期日を下記のとおり告示いたします。
なお、今年度は、選挙対象の会員様の立会による選挙は実施せず、ＰＴＡ本部役員並びに選挙管理委員による互選（責任選挙）とさせていただくこととし、下記のとおり実施しますのでご理解ご協力をお願いします。

記

１　立候補・辞退受付期間
令和２年８月２６日（水）～９月２日（水）正午

２　選　　出　　日
令和２年９月２４日（木）

３　選 出 に つ い て

（１）立候補について
- **立候補ができるのは原則在校する高学年のお子さんの学級となります。詳しくは右面でご覧いただき、それに沿ってご提出ください。**
- 立候補がある場合はＰＴＡ本部並びに選挙管理委員により信任・不信任を行います。
- 立候補者数が満たない場合並びに立候補者過多の場合、**互選**を行います。

（２）辞退について
- 辞退される方は、所定の用紙に必要事項をご記入・押印の上、学級担任を通じてＰＴＡ事務局までお届けください。
- 昨年度末の本部役員選挙・地域委員選出の際、辞退届を提出された場合も、辞退希望者は再度ご提出ください。
- 複数の学年に在校している場合、辞退届は、関係する児童それぞれについて、ご提出ください。
- 辞退することのできる会員
  平成２７年度～令和元年度に【本部役員・学年委員長・地域委員長】をした会員
  （会計監査の方は、辞退権はありません。）
  平成３０・令和元年度に【学級委員】をした会員、及び本年度【本部役員の家族会員】
- ***辞退届を提出されない場合には、辞退権は無効***となります。

※令和２年度新本部役員・会計監査・地域委員の方は選出対象者ではありません。

４　委 任 状 の 提 出
「令和２年度 田辺小学校ＰＴＡ 学級委員選出会」の案内文の委任状をご提出ください。

◎立候補届けの流れ

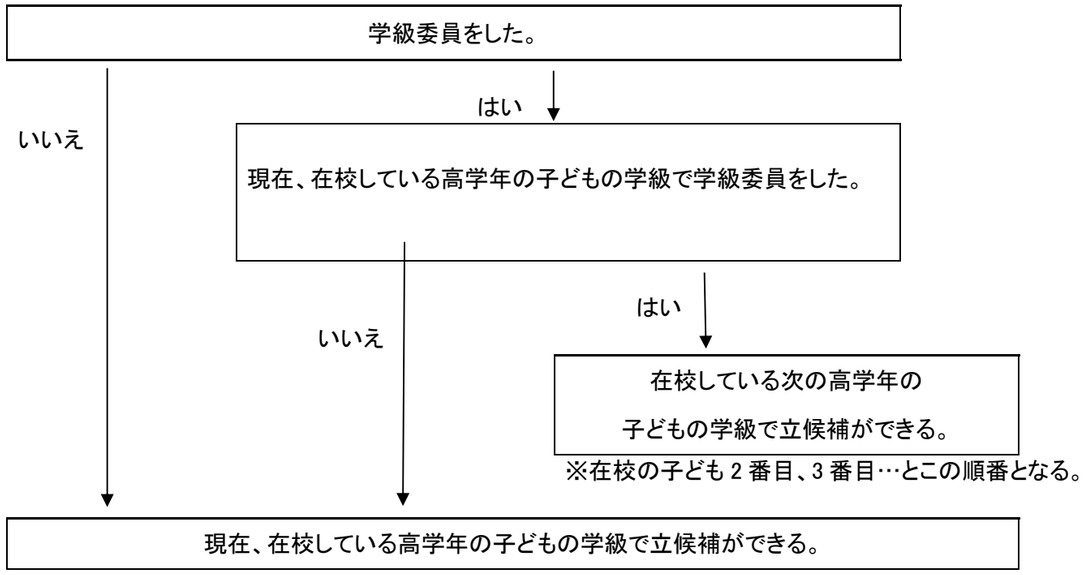

５　今 後 の 日 程（ 予 定 ）

○学級委員長互選会・~~引き継ぎ会~~	令和２年１０月（予定）
○総委員会	実施しない
○運営委員会	実施しない
○第１回ＰＴＡ（予算）総会	令和２年１１月（書面による開催）
○第２回ＰＴＡ（決算）総会	令和３年２月（書面による開催予定）

選挙規定　抜粋

【ＰＴＡ本部役員及び各種委員選出に伴う基本理念】
田辺小学校ＰＴＡ会則第１章総則の（目的）項第３条を達成するためには、田辺小学校に通学する児童を持つ会員は、１児童が在学期間中に本部役員・各種委員等への参加機会を平等に有し、積極的な参加を基本とする。本部役員・各種委員を全てのＰＴＡ会員が平等に参加し、活動する機会を得ることを基本的な考えとして公平な選出を行うこととする。

（元役員等の辞退）
第６条　元役員（会計監査を除く。）若しくは委員又は前役員（会計監査を除く。）若しくは委員は、
次に掲げる区分に従い、再度、役員又は委員になることを辞退することができる。
（１）運営委員会の構成員であった役員又は委員及びその家族会員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員になることを永久に辞退することができる。
（２）運営委員会の構成員であった役員又は委員は、役員又は委員でなくなる年度以降運営委員会の構成員ではない委員になることを５年間辞退することができる。
（３）運営委員会の構成員ではなかった委員は、委員でなくなる年度以降２年間は、最も新しく就任していた委員になることを辞退することができる。
（４）運営委員会の構成員である役員に選出された役員の同一家族会員は、同一年度の全ての委員を辞退することができる。
（選出された者の辞退）
第７条　選出された役員及び委員の辞退は認めない。ただし、次に掲げる理由の場合は、委員会の委員の３分の２以上の承諾を得て、辞退することができる。
（１）選出された者が、今後、長期にわたり入院を要する、又は通院で６カ月以上の治療を要する場合
（２）選出された者が、２親等以内の親族の看護をしなければならない場合
２　前項ただし書に基づき辞退を希望する者は、医師の証明書を選挙管理委員会に提出しなければならない。
３　第１項ただし書に定める辞退があった場合は、選挙における次点者を繰り上げて選出する。

辞退権の一覧表

当該年度役職 ＼	本部役員 辞退権	運営委員会構成員辞退権	学級委員辞退権	地域委員辞退権
本部役員	永久	永久	5年	5年
運営委員構成員	永久	永久	5年	5年
学級委員	なし	なし	2年	なし
地域委員	なし	なし	なし	2年
本部役員及び運営委員会構成委員の家庭	永久	永久	家族が本部役員になった当年度のみ対象	家族が本部役員になった当年度のみ対象

※本部役員に会計監査は含まれない。

学級委員辞退届

年　　組　児童名（　　）

辞退する会員名（　　㊞　）

わたしは、平成・令和〔　　〕年度の【本部役員・学年委員長・地域委員長・学級委員】をしましたので、令和２年度の学級委員を辞退します。

辞退する会員名（　　㊞　）

わたしは、平成・令和〔　　〕年度の【本部役員・学年委員長・地域委員長・学級委員】をしましたので、令和２年度の学級委員を辞退します。

辞退する会員名（　　㊞　）

わたしは、**家族会員（名前　　）**が本年度の本部役員をしますので、令和２年度の学級委員を辞退します。

きりとりせん

令和２年度　田辺小学校ＰＴＡ

学　級　委　員　立　候　補　届

年　　組　児童名（　　）

立候補する会員名（　　㊞　）

立候補する会員名（　　㊞　）

令和２年８月２５日

ＰＴＡ会員　様

京田辺市立田辺小学校ＰＴＡ
選挙管理委員長　　久保　美希

令和２年度 田辺小学校ＰＴＡ 学級委員選出会のご案内

残暑の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、ＰＴＡ活動の推進に深いご理解と温かいご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、今年度の活動を一時中止していたところですが、下記のとおり学級委員選出会を開催することとしましたので、お知らせします。
なお、一部選出方法を変更していますのでご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

１　日　時　　令和２年９月２４日(木)　17：30～

２　場　所　　田辺小学校　会議室

３　選出手順

（１）立候補がある場合の信任・不信任について決定します。

（２）立候補が定員に満たない場合及び立候補者過多の場合は選挙名簿(当日配付)を基に、互選により学級委員を選出します。

なお、今年度はＰＴＡ本部並び選挙管理委員による責任選挙とし、ＰＴＡ会員の選挙への参加はありません。学級委員に選出された会員の方には、選挙当日に連絡をします。

４　選出における留意点

（１）　立候補のあるなしに関わらず、上の学年の決定を優先します。

（２）　**委任状を必ず提出してください。**

（３）　選出された方に上の学年のお子さまがいた場合、次点の人も決めます。

５　委任状について

（１）委任状を**９月３日(木)**までに担任の先生に、ご提出ください。

（２）委任状は男性会員、女性会員それぞれについてご提出ください。

（３）**お子さまが他学年にまたがっている場合、欠席される学級についても委任状を提出してください。**

（例）父、母がいて、２年と４年に子どもが在校しているご家庭が、母のみ４年の学級委員選出会に出席する場合

２年→男性会員、女性会員の委任状の提出が必要

４年→男性会員の委任状の提出が必要

（４）　委任状を提出される児童について、学級委員経験がありました年度を記入してください。

委任状

田辺小学校ＰＴＡ選挙管理委員長殿

私儀、令和２年度　学級委員選出会の議事等の一切を立会人に一任いたします。また、学級委員に選出された場合は、選挙規定第７条にのっとることを約束します。

令和２年　　月　　日

年　　組

児　童　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

男性会員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

上記児童名での（　　）年度　学級委員経験

女性会員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

上記児童名での（　　）年度　学級委員経験

備考欄

＊備考欄の内容につきましては、選出会で立会人が読み上げることがありますので、ご了承ください。

第７条　選出された役員及び委員の辞退は認めない。但し、次に掲げる理由の場合は、委員会の委員の３分の２以上の承諾を得て、辞退することができる。
（１）選出された者が、今後、長期にわたり入院を要する、又は通院で６カ月以上の治療を要する場合
（２）選出された者が、２親等以内の親族の看護をしなければならない場合
２　前項ただし書に基づき辞退を希望する者は、医師の証明書を選挙管理委員会に提出しなければならない。
３　第１項ただし書に定める辞退があった場合は、選挙における次点者を繰り上げて選出する。